

## 今後の受動喫煙防止対策について

## 1 第1回推進委員会の概要

## (1) 各委員からの主な意見

## ① 対策の必要性

- ・受動喫煙防止対策を県全体で強化していくことが必要である。
- ・2割の喫煙者のための議論ではなく、8割の非喫煙者の受動喫煙防止をもっと真剣に考えなければならない。

## ② 対象者

## ○ 子ども、妊産婦

- ・子どもや妊産婦の受動喫煙防止は大事である。
- ・子どもの頃から教育が必要である。

## ○ 若者、家庭

- ・全国に比べ喫煙率の高い20～30歳代の若者や小さな子どもを持つ親への啓発が必要である。
- ・学校や成人式等での教育、啓発が必要である。
- ・家庭における実態の把握が必要である。

## ③ 対象施設

## ○ 子どもが主に利用する施設、医療機関

- ・子どもが利用する施設、医療機関での取組みの継続が必要である。

## ○ 公共性の高い施設

- ・公共性の高い施設（社会福祉施設等）での取組みの継続が必要である。

## ○ 飲食店

- ・飲食店における受動喫煙防止対策が更に進むようにしていく必要がある。
- ・店舗で実施している受動喫煙防止対策が一目で分かるようにするため、店舗入口に禁煙ステッカーを掲示するなどの取組みが必要である。

## ○ 事業所

- ・社員が健康で働くために、経営者への受動喫煙防止の啓発が必要である。
- ・職場における実態の把握が必要である。
- ・喫煙室を設置している事業所においても、その喫煙室を適切に利用するための取組みが必要である。
- ・スーパーやコンビニエンスストアなどにおける屋外の喫煙場所について、受動喫煙を防止するための取組みが必要である。

## ○ 喫煙マナー

- ・受動喫煙防止には、喫煙者のマナー、考え方が大きなウエイトを占めていることから、喫煙者への啓発活動に重きを置いてはどうか。
- ・喫煙における周囲への配慮など喫煙者の喫煙マナーの向上につながるよう、たばこの購入場所などにおいて、受動喫煙防止の必要性などを目にするようにできないか。

#### ④ 条例の必要性

##### ○ 条例の制定

- ・「宣言」だけでは受動喫煙防止の推進策として弱いことから、条例を制定し効果的に推進していく必要がある。
- ・未来を担う子どもや妊産婦を受動喫煙の悪影響から守るため、県民挙げて取組みを進めるために、まずは条例を制定することが大事である。罰則等については、条例の取組みが定着してから議論してはどうか。
- ・改正法や都条例の動きを踏まえ、更に一步踏み込む対策として条例の検討が必要なのではないか。
- ・改正法の対策とこれまでの「宣言」に基づく県の対策に違いがあることから、改正法を基準に山形県において必要とする対策を条例に規定し、取組みを進めていってはどうか。

##### ○ 改正健康増進法の推進

- ・まずは改正法に従って対策を進めることが順当な方法ではないか。
- ・山形県独自の条例が県外からのお客様などにどこまで浸透するのか。

#### ⑤ 経営上の不安

##### ○ 飲食店における経営上（売上減）の不安

- ・喫煙者のお客が多いことから、店舗内禁煙とした場合に、喫煙者のお客が減少し、売上に影響してしまうのではないかと心配している組合員がいる。
- ・店舗の状況から物理的に喫煙専用室を設置できない店舗もある。

##### ○ 飲食店における規制のあり方

- ・飲食店を一括りとせずに入らない業態の店舗については、例外にできないか。
- ・常連で長く来てくださっている方に、「禁煙だからここでは吸えない」とお願いするのは難しいのが実情である。
- ・店主や家族だけで営んでいる小さなお店では、現状を変えることが難しい。

##### ○ 宿泊施設における規制のあり方

- ・客室などプライベート空間を一括りにできるものではない。

#### ⑥ その他

- ・規制が強化されることにより耕作者やたばこ販売店などへの経済的な影響が考えられる。
- ・たばこ税の減収に伴う地方財政への影響が考えられる。

#### (2) 第1回推進委員会における委員長のとりまとめ

「条例の制定が必要であること」、「マナー向上を図るための啓発活動に力点を置く必要があること」、「喫煙者をお客として商売している方にも配慮する必要があること」など様々な意見が出された。

対策の内容については、皆さんがある程度納得した形で取り組めるようにするのが必要であると感じたところであり、本日の意見聴取だけで方向性を打ち出すことは難しい。

第2回推進委員会において、更に掘り下げた議論を行い、対策の内容、進め方を検討することとしたい。

## 2 第2回推進委員会での今後の受動喫煙防止対策を検討する上での論点（案）

※〔 〕内は第1回推進委員会での主な意見

### 【論点1】

「宣言」に基づく取組み及び成果を活かした、次の段階の受動喫煙防止対策のあり方

- ・ 条例を制定し受動喫煙防止対策を効果的に推進する必要がある。
- ・ 県民挙げて取組みを進めるために、まずは条例を制定することが大事である。罰則等については、条例の取組みが定着してから議論してはどうか。

### 【論点2】

○ 本県の受動喫煙防止対策として、重点的な取組みのあり方

- ・ 子どもや妊産婦への受動喫煙防止のための取組み強化が必要である。
- ・ 若者、子どもを持つ親世代への啓発が必要である。
- ・ 飲食店、職場での受動喫煙防止対策の推進や喫煙マナー向上の取組みが必要である。

○ 飲食店等における経営上の不安

- ・ 店舗内禁煙となった場合に、喫煙者のお客様が減少し、売上に影響してしまうのではないかと心配している。
- ・ 常連で長く来てくださっている方に、「禁煙だからここでは吸えない」とお願いするのは難しいのが実情である。